茨城大学における公的研究費の運営・管理に関わる者の責任範囲と権限

区 分	責任範囲	権限
学 長 (最高管理責任者)	大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。	公的研究費の運営・管理を 適正に行うため統括管理責任者及びコンプライアンス 推進責任者等へ適切な指示 を与える。 統括管理責任者が責任を 持って公的研究費の運営・ 管理が行えるよう適切に リーダーシップを発揮する。
理事(学術担当) (統括管理責任者)	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任を負う。	公的研究費の運営・管理を 適正に行うためコンプライ アンス推進責任者等へ適切 な指示を与える。
帝 局 長 (人教理工農研図全ア全保工社機造地のアラム教務務務・ で大会長を関する。 で大会のでは、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変	各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負う。	公的研究費の運営・管理を適正に行うため当該部局の職員等へ適切な指示を与える。